

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定等の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ◎電子的な決済等（インターネット、電子記録債権など）導入推進。
- ◎協業活動によりBCPの構築を行い、サプライチェーンの強化。
- ◎再生可能エネルギーの採用、カーボンニュートラル、IT化などの導入助言。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

#### ①合理的な価格決定

不合理な原価低減要請を行いません。競争力の維持・強化に向けて親事業者、取引先がそれぞれの立場で原価低減努力を重ねることが不可欠であり、その上で取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、取引数量、納期、品質等の条件や材料費の変動、労務費やエネルギーコストの変動を考慮するなど、取引先と十分に協議を行います。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②型管理の適正化

不要な型の廃棄を促進するとともに、所有権の所在に関わらず、量産から補給までの総合的な競争力確保を前提に、型管理の適正化・改善に取組んで行きます。

#### ③下請け代金支払の適正化

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請け業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方

的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

- 親事業者が取引先と協力して得られたコストダウン等の成果配分を取引先との間で協力度合いにより分かち合うこととします。
- 約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。
- サプライチェーン全体での共存共栄を目指し、「振興基準」の浸透、推進に向け取引先とのコミュニケーションおよび社内教育を継続的に実施して参ります。

2023年5月31日

丸五ゴム工業株式会社

企 業 名

代表取締役 社長執行役員 藤木 達夫

役職・氏名（代表権を有する者）